

令和4年度第22回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和5年2月27日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線4246〕

① 件名		
みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーンの実施期間延長について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 宮城県では、結婚を希望する独身男女を支援するため、AIを活用したマッチングシステムを導入した「みやぎ結婚支援センター『みやマリ!』」を令和3年9月から開設し、会員登録制のマッチング支援や婚活イベント等を実施しており、現在、本市では登録料11,000円の半額を補助している。</p> <p>県では、みやぎ結婚支援センター開設から1年が過ぎ、登録者数の割合が低い20歳代を対象に、令和4年11月14日から令和5年2月28日までの期間限定で、登録料半額キャンペーンを実施しているが、この度、3月31日までキャンペーン期間を延長した。</p> <p>【目的】 20歳代の登録会員の増加を図るため、県のキャンペーン期間延長に合わせ、本市のキャンペーン実施期間を延長し、半額となった登録料5,500円の全額を補助することにより、結婚を希望する独身者への支援を拡充し、未婚・晩婚化の抑制を図るとともに、本市への移住・定住者の増加を促進するもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る 第4編 地方創生の取組 第1章 人口戦略の推進 対応方針3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる 施策1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和3年	9月	みやぎ結婚支援センター 開設
令和4年	3月	みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱制定（令和4年4月1日施行）
	4月	登録料半額補助 開始
	11月	宮城県保健福祉部子育て社会推進課 みやぎ結婚支援センター 20歳代の登録料半額キャンペーン実施 （期間：令和4年11月14日から令和5年2月28日まで）
	12月	みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱改正 みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン 20歳代の登録料全額補助 （期間：令和4年11月14日から令和5年2月28日まで）
令和5年	2月	宮城県保健福祉部子育て社会推進課 みやぎ結婚支援センター 20歳代の登録料半額キャンペーン実施期間延長 （期間：令和4年11月14日から令和5年3月31日まで）

<p>⑤ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン実施期間の延長 宮城県が実施している、20歳代を対象とした登録料半額キャンペーンの期間延長に伴い、本市で実施している半額となった登録料5,500円の全額補助の実施期間を延長するもの。 [期間] 変更前：令和4年11月14日から令和5年2月28日まで 変更後：令和4年11月14日から令和5年3月31日まで [対象者] 20歳代の男女（実施期間中に誕生日を迎え30歳になる方も対象）
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 20歳代の会員を増やすことにより、幅広い年代の会員によるマッチングや出会いの機会拡大が図られ、未婚・晩婚化の抑制及び移住・定住者の増加が見込まれる。</p> <p>【市財政への負担】 現計予算内で対応</p> <p>※当初予算額 550,000円 [5,500円×100人] 執行済額 192,500円 [5,500円×35人] ※R5.1月末現在 執行可能額 357,500円 [5,500円×65人] ※キャンペーン実施期間中の20歳代の登録者 63人（うち石巻市 7人）</p> <p>（財源）がんばる石巻応援基金繰入金</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>本キャンペーンによる補助の拡大については、県内では本市のみが実施</p> <p>※参考 [通常時の県内自治体実施状況] 全額補助：気仙沼市、丸森町、山元町、美里町 2分の1補助：石巻市、塩釜市、蔵王町、亘理町 6,000円補助：栗原市 5,000円補助：大崎市</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和5年2月 みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン実施期間延長の周知開始</p>
<p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ結婚支援センター入会登録料減額キャンペーン等に伴い本市の補助金交付要綱改正内容 宮城県が、新たに実施するキャンペーン等により、入会登録料が2分の1以上減額された場合、減額後の入会登録料が5,500円以下となったときは、その全額を補助するものとする。